

奈良県告示第四百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十四年一月二十日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
医療法人西和会西和往診クリニック	生駒郡斑鳩町小吉田二一七一五	訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護予防通所リハビリテーション	平成二十三年十月一日
西和往診クリニック	生駒郡斑鳩町小吉田二一七一五	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション	平成二十三年十月一日